

## 別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
3201	文化振興助成金交付決定の取消し等	厚岸町文化振興助成条例（平成9年条例第19号）	第6条	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3202	公民館使用の制限	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第8条	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3203	公民館使用許可の取消し等	厚岸町公民館条例（平成13年厚岸町条例第39号）	第9条第1項	×ア	教育委員会生涯学習課生涯学習係	
3204	利用の制限	厚岸情報館設置条例施行規則（平成8年教育委員会規則第2号）	第7条	×ア	教育委員会生涯学習課情報館	
3205	入館の制限	厚岸町海事記念館条例（平成13年厚岸町条例第41号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3206	入館の制限	厚岸町太田屯田開拓記念館条例（平成13年厚岸町条例第42号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3207	入館の制限	厚岸町郷土館条例（平成13年厚岸町条例第40号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3208	文化財指定の解除	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第9条	×ウ	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3209	文化財損壊等への罰金又は科料	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）	第19条	×ウ	教育委員会生涯学習課海事記念館	
3301	スポーツ振興助成の取消返還	厚岸町スポーツ振興助成条例（昭和50年厚岸町条例第8号）	第5条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3302	B & G 海洋センター使用の制限	厚岸町B & G 海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3303	B & G 海洋センター使用許可の取消し等	厚岸町B & G 海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）	第7条第1項	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3304	学校開放団体登録の取消し	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	第8条第2号	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3305	学校開放利用団体の禁止	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	第9条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3306	学校開放団体利用の中止命令	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6年教育委員会規則第1号）	第10条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3307	地区体育館使用の制限	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）	第4条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
3308	地区体育館使用承認の取消し等	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）	第7条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3309	勤労者体育センター使用の制限	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3310	勤労者体育センター使用許可の取消し等	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）	第7条第1項	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3311	宮園公園体育施設入場の制限等	厚岸町宮園公園体育施設管理規則（平成16年教育委員会規則第7号）	第5条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3312	宮園公園パークゴルフ場入場の制限等	厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則（平成16年教育委員会規則第11号）	第5条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3313	温水プール使用の制限	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課温水プール	
3314	温水プール使用許可の取消し等	厚岸町温水プール条例（平成13年厚岸町条例第44号）	第7条第1項	○	教育委員会生涯学習課温水プール	
3315	温水プールの退去命令	厚岸町温水プール条例施行規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第9号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課温水プール	
3316	多目的屋内スポーツ施設使用の制限	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和4年厚岸町条例第19号）	第6条	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	
3317	多目的屋内スポーツ施設使用許可の取消し等	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和4年厚岸町条例第19号）	第7条第1項	○	教育委員会生涯学習課スポーツ係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定め尽くされているもの
- イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
- ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの